

## 春日部市立図書館における雑誌スポンサー制度実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、春日部市立図書館（以下、「図書館」という。）における雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌 図書館に配架する雑誌をいう。
- (2) 提供雑誌 図書館が作成した雑誌の一覧のうち、広告掲載を希望する雑誌をいう。
- (3) 民間企業等 本制度の趣旨に合致する企業、商店及び団体をいう。
- (4) 雑誌スポンサー 図書館に配架する雑誌の購入費用を負担し、広告を掲載する民間企業等をいう。
- (5) 雑誌スポンサー制度 雑誌スポンサーが、雑誌カバー等に広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌スポンサーは、次に掲げるものを除き、本制度の趣旨に合致する民間企業等を対象とし、個人からの提供は対象外とする。

- (1) 消費者金融、商品先物取引、外国為替証拠金取引等にかかる業種
- (2) 風俗営業と規定される業種又は風俗営業類似の業種
- (3) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (4) 占い、運勢判断に関する業種
- (5) 興信所、探偵事務所等の業種
- (6) 社会問題を起こしている事業者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（昭和27年法律第172号）による再生又は更生手続中の事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がされていない事業者
- (9) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (10) その他、市長が適当でないと判断したもの

(雑誌の選定)

第4条 雑誌スポンサーは、提供雑誌を選定する。ただし、提供雑誌を配架する図書館は、「雑誌一覧」における所蔵館とし、また図書館内での配架位置は、各図書館長が決定するものとする。

(広告の表示方法等)

第5条 雑誌カバーの表面には、雑誌スポンサーの名称を表示するものとし、次に掲げる規格によるものとする。

- (1) 図書館が作成した片面印刷のもの
- (2) 縦4cm、横13cm以内、地色は白色、文字は黒色
- (3) 掲載位置は雑誌カバー底辺より4cm上部の中央

2 雑誌カバーの裏面には、広告を1枚挿入できるものとし、次に掲げる規格によるものとする。

- (1) 雑誌スポンサーが作成した片面印刷のもの
- (2) 大きさが、提供雑誌の大きさ以下のもの

3 中央図書館においては、雑誌架の扉に広告を掲示できるものとし、次に掲げる規格によるものとする。

- (1) 雑誌スポンサーが作成した片面印刷のもの
- (2) 大きさが、A4以下のもの

4 広告の内容は、年4回まで変更可能とする。ただし、変更する場合は、掲載希望時期の2週間以上前に、市に広告の原稿等を提出し、掲載の可否について審査を受けるものとする。

5 前号1号から4号について、雑誌スポンサーの名称は同一のものを用いるものとする。

(広告の内容)

第6条 広告の内容は、図書館の公共性を損わないものとし、次の各号いずれかに該当するものは、本制度の対象外とする。

- (1) 広告主又は広告内容の不明確なもの
- (2) 社会秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり不安を与えるおそれのあるもの
- (4) 差別、人権侵害、名誉棄損及び営業妨害になるもの
- (5) 青少年保護および健全育成の観点から適切でないもの
- (6) 公の選挙または投票の事前運動に該当するもの
- (7) 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
- (8) 政治、経済、文化、社会、その他の諸問題についての主義主張に関するもの
- (9) 個人情報扱いが適切に行われていないもの
- (10) 関係法令等に抵触又は抵触のおそれのあるもの

- (11) 虚偽または誇大な表現で誤認を与える恐れのある、下記の事項に該当するもの
- ア 不確かな根拠で、実際のものや他のものより優位または有利であると誤認を与えるおそれのあるもの
  - イ 許認可、補償、資格などを、信用や権威付けに利用し誤認を与えるおそれのあるもの
  - ウ 誤認を利用した詐欺まがい商法や不良商法のおそれのあるもの
- (12) 射幸心又は投機心を著しく煽るもの
- (13) 本市を中傷するもの、社会的な評価を低下させるおそれのあるもの又は本市が広告主もしくはその商品やサービスなどを推奨、補償、指定等をしているかのような表現があるもの
- (14) 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主またはその商品やサービスなどを、推奨、補償、指定等をしているかのような誤認を与える表現のあるもの
- (16) 意見広告、係争中の広告、謝罪広告、比較広告などが記載されているもの
- (17) たばこの広告が記載されているもの
- (18) ギャンブルの広告が記載されているもの
- (19) 人材募集広告、不動産売買の広告が記載されているもの
- (20) 懸賞、賞品広告及びクーポン広告が記載されているもの
- (21) 使用者の体験談、感謝の言葉等を掲載した内容のもの
- (22) その他、図書館に適切でないと思われるもの

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、掲載開始日から1年間とする。

(雑誌スポンサーの募集)

第8条 雑誌スポンサーの募集は、随時行う。

(申込方法)

第9条 雑誌スポンサー制度に申請する者は、春日部市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に必要な事項を記入し、掲載を希望する広告の原稿等を添えて、市に提出する。

(雑誌スポンサーの決定)

第10条 市は、前条に規定する申込みがあった場合には、申込み順に書類等の内容を審査し、雑誌スポンサーを決定する。

2 市長は、審査の結果について、春日部市立図書館雑誌スポンサー審査結果通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 雑誌スポンサーに決定した者は、市長が指定している期日までに、市が発行す

る納入通知書により、掲載期間に係る広告掲載料の総額を一括して前納するものとする。

2 市は、雑誌の価格変動及び休刊等による追加徴収や返金を行わないものとする。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、広告内容の審査基準等は、春日部市広告掲載要綱（平成30年9月26日制定）の例によるものとする。

#### 附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。